

令和5年 第3回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和5年3月23日（木）午前10時00分から午前11時10分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館研修室
- 3 出席委員
岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員
欠席委員
宮田委員
出席事務局
山口管理課長、土屋管理課学校教育係長、武田指導室長、藤森社会教育課長、澁田社会教育課長補佐、杉崎公民館副館長、坪井給食センター副所長
欠席事務局
中村管理課長補佐、小見山図書館副館長
- 4 会議録署名委員：吉田委員
前回署名：金井委員
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 5年 3月23日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第 3号	専決処分事項の報告について (令和5年度弟子屈町立学校職員の任免について/3月17日付)
5	報告第 4号	令和5年度いじめ・不登校調査の概要の報告について
6	議案第14号	弟子屈町郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所の管理運営に関する規則を廃止する規則の制定について
7	議案第15号	弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則の制定について
8	議案第16号	弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
9	議案第17号	弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
10	議案第18号	弟子屈町個人情報保護条例の施行に関する弟子屈町教育委員会規則を廃止する規則の制定について
11	議案第19号	弟子屈町教育研究所運営規則の一部を改正する規則の制定について
12	議案第20号	弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について
13	議案第21号	地域活動寺子屋交付金交付要綱を廃止する訓令の制定について
14	議案第22号	教育財産の処分について
15	議案第23号	教育財産の取得について
16	議案第24号	非常勤特別職の委嘱について
17	議案第25号	令和5年度教育委員会職員の任免について

会議内容

【開 会】

山口課長 : ただ今より、令和5年第3回定例教育委員会を開会いたします。
開会にあたり、岩原教育長からあいさつをお願いします。

岩原教育長 : おはようございます。

お忙しいところご出席いただき大変ありがとうございます。

本日は、宮田委員から欠席する旨の連絡がありましたので、よろしくお願
い致します。

それでは只今から、令和5年第3回定例教育委員会を開会いたします。

岩原教育長 : 日程1 会議録署名委員の指名につきましては、吉田委員にお願いしたいと
思います。

前回の臨時教育委員会での会議録の署名につきましては、金井委員にお願い
しておりましたが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように取り計らいたいと思います。

岩原教育長 : 日程2 会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと致したいと
と思いますが、これにご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと致します。

岩原教育長 : 日程3 教育長行政報告につきましては、私の方から説明致しますので、お
手元の資料を見て頂きたいと思います。

【行政報告件名】

2月21日(火) 第2回定例教育委員会

表敬訪問

2月22日(水) バース47打合せ

第3回弟子屈地区学校運営協議会

2月24日(金) 議会運営委員会

課長会議

2月25日(土) 町営スケートリンク令和4年度営業終了

2月26日(日) 第2回ジュニアアスリートコンディショニング教室

2月27日(月) アトサヌプリ火山防災協議会(書面会議)

職員採用面接

2月28日(火) 生徒指導連絡協議会総会

教委連絡会議

- 3月1日(水) 第59回弟子屈高校卒業証書授与式
公民館ロビー展「アイヌ文様刺繍講座作品展」(～15日)
- 3月2日(木) 公立高校入学試験
第1回臨時教育委員会
校長協議
- 3月3日(金) 教職員人事異動内示日
公民館講座「シニア向けスマホ講座」
- 3月6日(月) 第12回連携校長会議
- 3月7日(火) 第1回定例町議会(～10日)
- 3月11日(土) 地域おこし協力隊活動報告会
- 3月12日(日) てしかが女性のつどい・生涯学習講演会
- 3月13日(月) 生きがい講座弟子屈学級閉講式
会計年度任用職員採用面接
表敬訪問
- 3月14日(火) 生きがい講座川湯学級閉講式
スポーツ表彰・スポーツ協会表彰授賞式
- 3月15日(水) 中学校卒業式
令和4年度弟子屈町防災会議
コタン地区住民説明会
- 3月16日(木) 町職員人事異動内示
- 3月17日(金) 弟子屈小学校・川湯小学校卒業式
中心市街地関係打合せ
- 3月19日(日) 複合施設ワークショップ
- 3月20日(月) 公民館ロビー展「黒川勲写真展」(～4月14日まで)
教頭会議
学校職員永年勤続者表彰授与
複合施設ワークショップ
- 3月21日(火) 複合施設ワークショップ
- 3月23日(木) 第3回定例教育委員会

教育長日記 2件掲載

【質疑応答】

岩原教育長：以上で、行政報告について終わらせて頂きます。

何か、ご意見や、質疑がありましたら、お願いします。

よろしければ、次に進めさせていただきます。

岩原教育長：日程4 報告第3号「専決処分事項の報告について」を、議題と致します。

本件は、「3月17日付けの令和5年度弟子屈町立学校職員の任免について」
で、新採用教職員と期限付教職員の任免であります。

なお、「道費負担教職員たる町立学校の教職員人事の内申に関する事」であ

りますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは事務局より、説明をお願いします。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。

それでは、報告第3号「専決処分事項の報告について（令和5年度弟子屈町立学校職員の任免について）」を承認致します。

岩原教育長：日程5報告第4号「令和4年度弟子屈町いじめ・不登校調査の概要の報告について」を、議題と致します。

事務局より、説明をお願いします。

武田室長：指導室から、令和4年度いじめ実態調査の概要について、まず説明させていただきます。

資料はお手元に配付いさせていただいております。表紙をめくり、1ページ目をご覧ください。

本町では、いじめ根絶に向けて「1学校1運動」や「弟子屈町いじめ撲滅サミット」における取組の交流等、いじめの未然防止に全力を挙げております。

また、町内全ての学校で「学校いじめ防止基本方針」が策定され、「法に基づいた組織的ないじめへの対応がなされている」「いじめは、どの学校においても起こりうるもの」という考えのもと、常に未然防止・早期発見・早期対応を心がけることが重要であると考えています。

いじめ実態調査の実施時期は6月現在、11月現在の2回行い、町内全小中学校性を対象に実施しています。なお、実態調査以外にも、日常的に相談対応をとっています。

「嫌な思いをしたことがある」児童生徒の割合については、(1)の表の通りです。特に大切なのが積極的な認知です。下の表では、特に小学校において積極的な認知が進められています。

2ページ目をご覧ください。

「どんな嫌なことをされたか」の問いでは、小中学校共に「冷やかしやからかい、悪口をいわれる」件数が多いことがわかります。また、小学校ではこのほかに、「仲間外れや無視」「軽くぶつかる、遊ぶふりしてたたかれる」なども目立っています。

「嫌な思いをした時、誰に相談しますか？」の問いでは、小中学校共に父や母に相談する児童生徒が多いことがわかります。気になる点としては、誰にも相談しない児童生徒が一定数いることと、中学校において、学校の先生に相談する生徒の数が大きく減っていることです。

「いじめはどんなことがあっても許されない」の問いでは、少ない件数ではあ

りますが、「そう思わない」「よく分からない」と答える児童生徒が一定数いることも課題です。

以上の結果から、本町においても積極的な認知が進んでいますが、今後の対応として、いじめに対する捉え方や、児童生徒の悩みに対して親身になって耳を傾ける、相談しやすい環境づくりを大切にしていきたいと考えています。

つづいて、令和4年度不登校児童生徒の概要について説明させていただきます。こちらの資料もお手元に配付いさせていただきます。

表紙をめくり、1ページ目をご覧ください。

不登校の定義ですが、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあるために欠席したもののうち、病気や経済的な理由をのぞくものとされており、年間累計30日以上欠席が該当します。

調査方法ですが、毎月1回、各校より所定の様式に記入の上、提出の形をとっています。

不登校児童生徒の実態ですが、2月末現在で、小学校3名、中学校20名の計23名となっています。

人数自体は例年とほぼ同数であり、全国と比較すると、特に中学校の割合が高くなっています。

本町としても、不登校児童生徒対応は大きな課題として捉えてはいるものの、有効的な対策が見出せていないのが現状です。

価値観の多様化に伴い、「学校に登校する・させる」という従来の意識に縛られないケースも増えてきました。

今年度から、民間施設との連携も進め、情報共有を図っています。

いじめ同様、相談しやすい学校体制の構築が第一であると考えます。今後も児童生徒・保護者・学校のより一層の信頼関係の構築に向け、指導・助言に努めてまいります。

最後に、調査資料については本会議における説明資料として用意したものですので、取扱いについては十分にご留意願います。

以上です。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしく願います。

金井委員：中学校では、6月時点で「嫌な思いをした」との回答が10.2%だったのが11月で5.6%、認知件数も6件だったのが1件に減ったのは、改善されたと認識してよろしいでしょうか？

武田室長：小学校であれば低学年であればあるほど、「嫌な思いをした」と書く児童が多い傾向にあります。ただ小学校高学年から中学校にかけて、その数が減ってきます。それは実際本当でないのか、あるいは一時体力調査であったように、年齢的に言いづらいとか書きづらいということが潜在的にあるのかと思っています。先ほどの説明でも触れましたが、児童生徒が相談しやすい学校づくりを進めていくことが第一かと思えます。この数字が正しく反映されてないこともあるかと抑えております。

金井委員 : わかりました。相談しないで、陰に隠れているかもしれないということですね。
ありがとうございます。

岩原教育長 : そのほか、ありませんか？

不登校も一時小学校で多かった時期があり、その子たちが中学校に進んで、今中学校で多いことになっています。小学校のうちに新たな不登校を出さないことが非常に大事で、小学校のうちに元気に通っていれば、中学校で新たに不登校になることは、多少はあるかもしれませんが、このように多くはならないと思います。今小学校の不登校が少なくなっているのです、今後は減少してくと思いますが、この辺も、学校と家庭との信頼関係を作っていくことが大事だと思います。

ほか、ありませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : それでは、報告第4号「令和4年度弟子屈町いじめ・不登校調査の概要の報告について」を報告済みといたします。

岩原教育長 : 日程6 議案第14号「弟子屈町郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所の管理運営に関する規則を廃止する規則の制定について」を議題と致しますが、次の議案第15号「弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則の制定について」も、それぞれ関連する内容のものでありますので、議案第14号と議案第15号の2本の議案につきまして、一括して議題としたいと思いますが、いかがでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは事務局より、説明をお願いします。

澁田補佐 : それでは、議案第14号 弟子屈町郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所の管理運営に関する規則を廃止する規則の制定についてと、議案第15号、弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則の制定についての提案理由をご説明させていただきます。

まず議案第14号ですが、本件につきましては、前回の令和5年第2回弟子屈町教育委員会にて、ご承認されました、弟子屈町郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所の設置及び管理に関する条例の廃止につきまして、令和5年第1回弟子屈町議会定例会で条例の廃止を提案し、承認されましたので、条例の廃止に伴い、てしかがの蔵事務所の管理運営に関する規則の廃止についてご提案させていただきます。

それでは、議案書の議案第14号のページをお開き願います。

議案第14号 弟子屈町郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所の管理運営に関する規則を廃止する規則の制定について。

弟子屈町郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所の管理運営に関する規則を廃止する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月23日提出 弟子屈町教育委員会教育長 岩原勝行

次の1ページをお開き願います。

弟子屈町郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所の管理運営に関する規則を廃止す

る規則。

弟子屈町郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所の管理運営に関する規則（平成19年弟子屈町教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

併せて参考資料の3ページに、廃止前の規則を掲載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、議案第15号になります。

こちらにつきましても、前回の令和5年第2回弟子屈町教育委員会にてご承認いただきました、弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館の設置及び管理に関する条例について、令和5年第1回弟子屈町議会定例会で条例の制定を提案し承認されましたので、条例制定に伴い、ふるさと歴史館の管理規則の制定についてご提案させていただくものであります。

それでは、議案書の議案第15号のページをお開き願います。

議案第15号 弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則の制定について
弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則を、別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月23日提出 弟子屈町教育委員会教育長 岩原勝行

次の1ページをお開き願います。

弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則。

第1条に、この規則の（趣旨）を定め、第2条では係及び職員の設置を定め、業務係と、副館長及び業務係に係長その他必要な職員を置くことができるとしております。

第3条では、職員の服務と分掌で、歴史館の維持管理と運営に関することと、その他歴史館に関することを館長が掌理し職員を指揮監督するとしております。

第4条では、職員の勤務時間や週休日などを摩周観光文化センターと同様の週休日など定めております。

第5条では、入館者の遵守事項として、他の入館者の迷惑にならない、展示物に触れないなど、入館者の守らなければならない事項を定めております。

第6条では、郷土資料の寄贈・寄託について、第7条では寄託資料の損失責任について定めております。

2ページ目をお開きください。第8条では資料や施設をき損した場合の届出について、第9条では委任で、規則に定める他、必要な事項は教育長が別に定めるとしております。

また、附則として本規則は令和5年4月1日から施行するとしております。

3ページは、第4条関係の職員の勤務時間の別表、4ページ5ページは、第6条関係の資料の寄贈・寄託の様式になっておりますのでご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、議案第14号、弟子屈町郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所の管理運営に関する規則を廃止する規則の制定についてと、議案第15号、弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則の制定についての説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしく

お願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、それぞれ2つの議案について説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第14号「弟子屈町郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所の管理運営に関する規則を廃止する規則の制定について」、議案第15号「弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館管理規則の制定について」は、原案のとおり承認することといたします。

岩原教育長：日程8 議案第16号「弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題と致します。それから、次の議案第17号「弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について」も、ふるさと歴史館が設置されることによる改正内容で、それぞれ関連するものでありますので、一括して議題としたいと思いますが、いかがでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは事務局より、説明をお願いします。

山口課長：ただいま、一括して上程のありました議案第16号と議案第17号の2本の議案につきまして、提案理由を説明させていただきます。

今回の規則・規程の一部改正議案につきましては、ふるさと歴史館が新たに設置されることによるものであります。

それでは、議案第16号のページをご覧ください。

議案第16号 弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について。以下省略させていただきます。

次のページ、新旧対照表をご覧ください。

こちらは、教育委員会事務局の組織などについて定めた規則であります。部署名などを定めている第2条の中で、社会教育課が所管する施設の名称に「弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館」を新たに追加するものであります。

続きまして、次の議案第17号のページをご覧ください。

議案第17号 弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について。以下省略させていただきます。

この規程は、教育委員会事務局の文書事務の管理について定めた規程ですが、文書管理規程の中の別表部分の改正となります。

次のページ、新旧対照表をご覧ください。

別表（第3条関係）とありますが、こちらは各部署が文書を発出する際の文書記号を定めている部分になりまして、こちらにも「弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館」の名称と文書記号を新たに追加するものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第16号及び議案第17号の説明とさせていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第16号「弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第17号「弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり承認することと致します。

岩原教育長：日程10 議案第18号「弟子屈町個人情報保護条例の施行に関する弟子屈町教育委員会規則を廃止する規則の制定について」を、議題と致します。

それでは事務局より、説明をお願いします。

山口課長：ただいま、上程のありました議案第18号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

はじめに、参考資料の9ページをお開き願ひします。

こちらが現在の「個人情報保護条例に関する教育委員会の規則」であります。第1条で、弟子屈町個人情報保護条例の施行については、次条に定めるもののほか、町の条例施行規則の規定の例によるとされております。

今回の規則を廃止する議案につきましては、この規則の上位に位置する「弟子屈町個人情報保護条例」が、今月開かれた町議会定例会にて廃止されたことにより、この規則も廃止するものであります。

国では、個人情報保護制度の見直しが行われ、個人情報にかかる法律が3本あったものが全て1つに統合され、地方公共団体の条例についても、統合後の法律で新たに運用をされることになりました。

よって、町の現行の条例・規則は一旦廃止の扱いとなります。

今までは教育委員会や農業委員会などの各行政委員会ごとに規則を制定しておりましたが、4月からは町で制定した新たな規則を教育委員会でも適用し、運用することになりますので、今回の教育委員会における規則は廃止のみとなります。

それでは、議案第18号のページをご覧ください。

議案第18号 弟子屈町個人情報保護条例の施行に関する弟子屈町教育委員会規則を廃止する規則の制定について。以下省略させていただきます。

次のページをご覧ください。

廃止する時期は令和5年4月1日といたします。

以上、簡単ではありますが、議案第18号の説明とさせていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

各委員 : ありません。

岩原教育長 : ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、議案第18号「弟子屈町個人情報保護条例の施行に関する弟子屈町教育委員会規則を廃止する規則の制定について」を承認いたします。

岩原教育長 : 日程11 議案第19号「弟子屈町教育研究所運営規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

それでは事務局より、説明をお願いします。

山口課長 : はい。ただいま、上程のありました議案第19号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

弟子屈町教育研究所は、学校教育などの調査研究を行い、地域性豊かな教育を建設することを目的に設置されており、対象となる研究事業や組織、所員などについて、この弟子屈町教育研究所運営規則により定められております。今回、従来から行っている研究協力校に関する事項を加えるほか、文言修正をするため、規則の一部改正をすることと致しました。

それでは、議案第19号のページをお開き願います。

議案第19号 弟子屈町教育研究所運営規則の一部を改正する規則の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページの新旧対照表をご覧ください。

初めに、第1条で、右側の改正後の欄のように、新たに（趣旨）の見出しを付けます。一般的な法令文書では条文内容の概略を示す「見出し」を付けておりますが、この規則では見出しがありませんでしたので、今回全ての条で、見出しを付けることとしました。第2条の（方針）以降は、説明を省略します。

第2条の改正前の「父母」は、「保護者」に改め、ほかの文言も修正しております。

第3条の教育研究所の事業として、新たに第5号「研究協力校の指定と研究協力及び助成」を加えました。

第5条では、次の2ページになりますが、左側の改正前で第3項、「全体集会は～」と続く条文ですが、本来、前のページに戻って頂きますが、右側の改正前の（1）、（2）、2ページの（3）と続くのが正しい書き方であり、そのように改めました。

第7条は、改正前では、教育研究所の所長、所員は、教育委員会が任命又は委嘱するとなっておりますが、基本的に教育委員会職員以外の人に委員などを担って頂くときには、任命でなく委嘱になりますので、「任命又は」の文言を取りました。また（1）、（2）の記載も、年によっては、複式校から所長と所員が選出されている例もありましたので、この記載を削除しました。

そのほか、記載のように文言修正となっております。

以上、簡単ではありますが、議案第19号の説明とさせていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

岩原教育長 : ただ今、説明がりましたが、何か質疑がありましたら、願います。

各委員 : ありません。

岩原教育長 : ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、議案第19号「弟子屈町教育研究所運営規則の一部を改正する規則の制定について」を承認いたします。

岩原教育長 : 日程12 議案第20号「弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明をお願いします。

山口課長 : ただいま、上程のありました議案第20号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本件につきましては、財団法人自治体国際化協会より、令和5年度「招致外国青年任用規則(案)」、いわゆる「ALTの任用規則」が変更になった旨の通知があり、本町の任用規則につきましても一部改正することとし、提案をさせていただきます。

それでは、議案第20号のページをご覧ください。

議案第20号 弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について。以下省略させていただきます。

次のページからの新旧対照表をご覧ください。

まずは、特別休暇を定めている第14条(5)で、「1年度」を「任期中」へと言い回しを変えるものであります。「1の年度」が何を指すか曖昧であったので、「任期中」という言葉へ修正します。

次の(9)は、「後8週間」を「以後1年」に変えるものですが、国の人事院規則の改正内容に合わせて言い回しを変えます。

次の(11)は、「男子の」という部分を削除するものですが、男子という言葉がなくとも意味が通じることから削除します。

次のページにまたがりませんが、(14)は、「1の年度」を「任期中」へと言い回しを変えるものでありますが、先程と同様に「1の年度」が何を指すか曖昧であったので、「任期中」という言葉へ修正します。

次の(15)と(16)は、「在職した期間が1年以上・・・」の箇所、取得要件の緩和がなされ、1年以上在職していなくても取得できるようになったことから削除します。

次の(17)は新設される部分ですが、骨髄移植でドナー提供する際の休暇が新たに追加されます。

以降、(17)が入ったことによる号ずれとなります。

(19)は、「休憩」を「休息」に言い方を変えるものですが、国の人事院規則の文言に合わせるものであります。

次のページにまたがりませんが、第15条は、育児休業について定めている箇所ですが、育児休業の取得要件の緩和により、1年以上在職していなくても取得できるようになったことへの修正と、育児休業の法律が改正されたことによる新たな内容を追加したものであります。

次の第15条の2は、育児休業にかかる部分休業を定めた条文で、こちらも取得要件の緩和に伴って新設いたします。

次のページで、休暇の手続きを定めた第16条ですが、号ずれに伴う修正と、その次の免職、休職などを定めた第27条では、「次項」と表現していた部分を、具体的に「第29条第2号」と標記するものであります。

新たな改正内容は、令和5年4月1日より適用するものであります。

以上、雑駁な説明となりましたが、議案第20号についての説明とさせていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

岩原教育長：第15条のところが、第15号となっていますね。

山口課長：すみません。大変失礼しました。2ページ一番下の（育児休業）は、右も左も第15号となっておりますが、第15条の誤りでした。大変失礼しました。修正をお願いします。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、上位規則の改正関係でありますので、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第20号「弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程13 議案第21号「地域活動寺子屋交付金交付要綱を廃止する訓令の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明をお願いします。

杉崎副館長：ただいま、上程のありました議案第21号 地域活動寺子屋交付金交付要綱を廃止する訓令の制定について 提案理由をご説明させていただきます。

地域活動寺子屋交付金は、令和元年度をもって廃止した、公民館分館制度の後継事業として、令和2年度に創設したものであります。内容は公民館分館を設置していた自治会に対し公民館的文化活動をする際の経費を交付していたものであります。制度開始後、3年が経過し、各対象の自治会に対し、聴き取りを行った結果、自治会活動の中で包括できると判断したことから、令和4年度をもって廃止するものでございます。

議案第21号 地域活動寺子屋交付金交付要綱を廃止する訓令の制定について 地域活動寺子屋交付金交付要綱を廃止する訓令を、別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月23日提出 弟子屈町教育委員会教育長 岩原勝行

次の1ページをお開き願います。

地域活動寺子屋交付金交付要綱を廃止する訓令。

地域活動寺子屋交付金交付要綱（令和2年弟子屈町教育委員会訓令第11号）

は、廃止する。

附則 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

以上、簡単ではございますが、議案第21号の説明とさせていただきますので、

ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、願います。

菅原委員：これは、各自治会で、もう使われないということで、自治会も承認されているのですね？

杉崎副館長：はい。そうです。

岩原教育長：ほか、ありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第21号「地域活動寺子屋交付金交付要綱を廃止する訓令の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程14 議案第22号「教育財産の処分について」を、議題と致しますが、次の議案第23号「教育財産の取得について」も、それぞれ関連する内容のものでありますので、議案第22号と議案第23号の2本の議案につきまして、一括して議題としたいと思いますが、いかがでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは事務局より、説明をお願いします。

澁田補佐：ただいま、一括上程のありました議案第22号教育財産の処分について、議案第23号教育財産の取得について、提案理由をご説明させていただきます。本提案は、弟子屈町郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所廃止に伴う教育財産の処分と、弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館開設に伴う教育財産の取得について提案するものでございます。

それでは、議案第22号からご説明申し上げます。

本件につきましては、弟子屈町郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所の設置及び管理に関する条例の廃止について、令和5年第1回弟子屈町議会定例会で承認されましたので、今回教育財産を処分するものであります。

議案書の議案第22号のページをお開き願います。

議案第22号 教育財産の処分について。

次の通り財産を処分するものとする。

令和5年3月23日提出 弟子屈町教育委員会教育長 岩原勝行

1. 処分する財産

- (1) 土地 地番 弟子屈町中央1丁目13番1
地目 宅地（郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所敷）
地積 739.19 m²
評価額 6,260,200 円
- (2) 建物 所在 弟子屈町中央1丁目13番地1
構造 木造（郷土資料収蔵庫てしかがの蔵事務所）
床面積 755.73 m²（1階425.25 m²、2階330.48 m²）
評価額 7,176,850 円

評価額の合計 13,437,050 円

2. 処分理由 用途廃止

3. 処分後 普通財産として弟子屈町へ引き継ぐ

続きまして、議案第23号教育財産の取得につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

本件につきましては、弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館の設置及び管理に関する条例について、令和5年第1回弟子屈町議会定例会で承認されましたので、本施設を開設するため、釧路圏摩周観光文化センターにある更科源藏文学資料館部分を、行政財産から教育財産へ所管換えするものでございます。

それでは、議案書の議案第23号のページをお開き願います。

議案第23号 教育財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

令和5年3月23日提出 弟子屈町教育委員会教育長 岩原勝行

1. 取得する財産

(1) 建物 所在 弟子屈町摩周3丁目867番地1

構造 鉄筋コンクリート造

床面積 1階 382.10㎡、2階 258.24㎡、合計 640.34㎡

評価額 71,175,712円

2. 取得事由 弟子屈町複合展示施設ふるさと歴史館を開設するため

3. 取得前 行政財産（釧路圏摩周観光文化センター内更科源藏文学資料館）

議案第22号の処分する教育財産につきましては、参考資料の20ページに、用途廃止前する施設の資料を掲載しております。議案第23号取得する教育財産につきましては、参考資料の21、22ページに平面図がありますのでご参照ください。

以上、簡単ではございますが、議案第22号及び議案第23号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、一括して説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第22号「教育財産の処分について」、議案第23号「教育財産の取得について」は、原案のとおり承認することといたします。

岩原教育長：日程16 議案第24号「非常勤特別職の委嘱について」を、議題と致します。

本件は、「教育委員会附属機関の構成員の人事に関すること」でありますので、「弟子屈町教育委員会 会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思います、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。

それでは、議案第24号「非常勤特別職の委嘱について」を承認いたします。

岩原教育長：日程17 議案第25号「令和5年度教育委員会職員の任免について」を、議題と致します。

本件は、「事務局職員の人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、現在のところ、傍聴の方はいませんが、審議中に、傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは事務局より、説明をお願いします。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。

それでは、議案第25号「令和5年度教育委員会職員の任免について」を承認致します。

岩原教育長：これで、本日より予定していた議案等は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、お願いします。

岩原教育長：各委員からありますか？

入学式は、大丈夫ですか？

各委員：はい。

岩原教育長：事務局からお願いします。

山口課長：入学式の教育委員の対応について、確認します。

弟子屈小学校は岩原教育長、川湯小学校が宮田委員、和琴小学校が吉田委員、美留和小学校が金井委員、午後からの弟子屈中学校が岩原教育長、川湯中学校が吉田委員となっております。

それから、弟子屈町部活動の地域移行に関する推進計画の案を配付しております。会議の中でも何回か触れさせて頂いておりましたが、中学校の部活動の土日祝日の部分を地域に移行ということで、令和4年度中に各都道府県・市町村で推進計画を定め、令和5年度から令和7年に移行と進められております。

まず北海道の推進計画、これもまだ案の段階ですが、その中に市町村の取り組み例として示されているものを参考に作っておりますが、まだ案の段階ですので、今回話をさせて頂いて、見て頂き、意見を頂いたのちに、完成版としたいと考えております。

まず、1ページの「はじめに」は、部活動の意義など一般的なことを記載しております。

次の2ページから、赤字で書いておりますが、「弟子屈町教育委員会において

は、国のガイドライン及び北海道の計画を参考に部活動の地域移行に向けた推進計画を策定しました」という形にしております。下の SDGs につきましても、北海道の計画に定められておりましたので、同様に記載しております。

4 ページから、国の動向ということで、これまでのスポーツ庁・文化庁の提言など書いております。

6 ページに北海道における方向性ということで、道の計画の概要をまとめております。

7 ページから、弟子屈町の取組ということで、弟子屈町の中学校の部活動について記載しておりますが、働き方改革による時間外在校時間の関係も併せて明記しております。

8 ページの2の弟子屈町の取組ということで、部活動の地域移行に向けた町教委の課題と解決に向けた取組について総論を示して、そのあと1から6の各論ということで書いております。まだゴシック体と明朝体だけですので、もう少し目立つようなレイアウトも考えたいと思います。

総論としては、「生徒や地域の状況に応じた機会の確保」「地域クラブ活動と学校の連携」、そして9ページに「休日の部活動の地域移行の達成時期」ということで、まだ表現の仕方は整理しなければなりません、国が示したように令和5年度からの3年間で目指すということでもあります。次の真ん中の「平日の部活動の地域以降について」は、実は道の計画にはこの部分は書かれていなかったものですが、当然土日だけやって終わりという訳にはいきませんし、平日のことも考えていかなければなりませんし、町議会でも話がありましたので、平日についても、まだ3行だけですが肉付けできればと思います。

各論については、道教委の方で作られている計画に書かれていることをほぼ踏襲という形ですが、「運営団体の整備」ですとか、10ページの「指導者の確保」「スポーツ・文化施設の確保」、11ページの「大会・コンクール等の見直し」「部活動の位置付けについての理解の促進」「費用負担の軽減」と項目立てております。

12ページのスケジュールの例も、北海道が定めた計画のイメージを載せておりますが、もう少し具体的にできればと思います。

12ページの後段で「協議会の設置」とありますが、ここからが具体的な動きとなります。「本町において、町教委、スポーツ・文化担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などを設置します」ということで、新年度も4回ほど集まって頂く予算を確保しております。できれば最初の会議を4月にできればと思っております。

13ページは、「ニーズの把握」で、保護者・生徒がどのように考えているかということと、広く町民から意見を求めることもあるのかなと思っております。あとは「運営団体・実施主体の決定」ですが、この辺は具体になってきますので、書いていることは一般論ですが、協議していく中で徐々に肉付けできるかと思っております。

14ページは、「地域人材の把握と指導者の確保」ですが、実際にはかなり難しいと思っておりますが、地域の人材を考えていくと。それから「運営方針の決定」

を書いております。

16ページは、関係団体への情報発信や連携について書いております。赤書きの部分は、道教委の市町村計画例に、加筆したのですが、この辺りも含めて考えていきたいと思っております。

18ページ以降は、北海道の計画で書かれていた各種アンケート調査や実態についてグラフや表を載せております。

大変端折った説明となりましたが、まだまだ案の段階であり、北海道の計画も2月の中旬に各市町村へ送られておりますが、道議会に提案した段階の物が、今後修正があるかと思っております。その修正に合わせて弟子屈町の計画も修正して、今年度中の策定でありますので、令和5年3月31日付けで決定、4月の定例教育委員会で報告とさせて頂きたいと思っております。

その際には、各委員から意見を頂き、加筆したいと思っております。

推進計画につきましては、以上です。

武田室長 : 「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」という2枚物の資料をご覧願います。5月8日以降、5類感染症に移行することを見据えて、道教委から通知がありました。

4月1日から5月7日までの基本方針ということで、大きな部分として、教職員・児童生徒にマスクの着用は要請しないということになります。ただ、感染症不安等の理由でマスクを付けたいという児童生徒がいるかもしれませんので、その場合は学校・教職員からマスクの着脱について強いることはできないとの通知となっております。

5月8日以降の対応については、改めて道教委から国の方針に基づいて通知が出されると思っております。

2枚目は、北海道教育委員会から出された保護者児童生徒向けのリーフレットとなっておりますので、ご覧いただければと思っております。

なお、卒業式については、来賓や保護者等はマスクの着用をお願いしていただくところですが、入学式については、来賓・保護者ともマスクの着用は求めないということです。

以上です。

岩原教育長 : 教育委員が入学式に出席するときは、マスクはしないことにしたいと思っております。

山口課長 : 来月の主な行事予定をお伝えします。

4月3日に、町職員の辞令交付のほか、教育委員会職員の辞令交付が午前にあります。午後2時30分から教職員職員の辞令交付式に、委員の出席をお願いします。

5日に子どもサポート隊の研修会があり、案内をお手元に配付しております。

7日の小中学校の入学式は、それぞれ対応をお願いします。

10日は、アイヌ民族資料館のオープンと高校の入学式。

11日に生きがい講座の開講式と、校長・教頭合同会議は、コロナで3年ほど開催できておりませんでした。以前同様出席をよろしく申し上げます。

13日に川湯の生きがい講座開講式と、19日は管内の教育長会議、21日に

奨学審議会があります。

25日に定例教育委員会を予定しておりますが、このあと日程を確認します。それからもう1枚、教育委員会の年間の予定表を配付しておりますので、スケジュールを確認願います。

岩原教育長：最後に、次回以降の、教育委員会開催日時につきまして、確認します。

第4回の定例教育委員会につきましては、4月25日を予定しておりますが、ご都合の程は、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、4月は25日をお願いします。

その次の第5回定例教育委員会につきましては、5月30日を予定しております。来月、再度確認したいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和5年第3回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 吉田 一徳